京都市洛東地域包括支援センター指定介護予防支援事業所運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人洛東園が開設する京都市洛東地域包括支援センター指定介護予防支援事業所（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）は，要支援者が指定介護予防サービス，指定地域密着型介護予防サービス及びその他の介護予防に資する保健医療サービス並びに福祉サービス（以下「介護予防サービス等」という。）の適切な利用ができるよう，利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容並びにこれを担当する者等を定めた計画の作成，指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業は，介護予防の効果を最大限に発揮し，利用者が生活機能の改善を実現できるよう配慮して行う。

２　事業は,利用者の心身の特性を踏まえて,利用者が可能な限りその居宅において，自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

３　事業は，利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて，利用者の選択に基づき，適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から，総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

４　事業の実施に当たっては，利用者の意思等を尊重し，特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

５　事業の実施に当たっては，京都市，関係区役所・支所，地域包括支援センター，在宅介護支援センター，指定居宅介護支援事業者，他の指定介護予防支援事業者，介護保険施設，住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努める。

６　上記のほか、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２５年１月９日京都市条例第３９号)」及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令第３７号)」（以下「基準」という。）を遵守する。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は，次の各号に定めるとおりとする。

⑴　名　称　京都市洛東地域包括支援センター指定介護予防支援事業所

⑵　所在地　京都市東山区本町 15 丁目 794 番地

（職員の職種，員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職種，員数及び職務の内容は次の各号に定めるとおりとする。

⑴　管理者１名（常勤兼務職員，保健師等及び当地域包括支援センターの〔包括的支援事業〕管理者並びに介護予防ケアマネジメント業務と兼務）

管理者は，事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに，センターの職員に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

⑵　保健師等２名（常勤兼務職員１名，管理者及び当地域包括支援センターの〔包括的支援事業〕管理者並びに介護予防ケアマネジメント業務と兼務）

（常勤兼務職員１名，介護予防ケアマネジメント業務と兼務）

⑶　主任介護支援専門員等１名（常勤兼務職員１名，当地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント業務と兼務）

⑷　社会福祉士等１名（常勤兼務職員１名，当地域包括支援センターの総合相談・支援業務及び権利擁護相談業務と兼務）

⑸　介護支援専門員１名以上

保健師等，主任介護支援専門員等及び社会福祉士等並びに介護支援専門員は，指定介護予防支援の提供に当たる。

⑹　事務職員１名（常勤兼務職員）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　センターの営業日及び営業時間は，次の各号に定めるとおりとする。

⑴　営業日　年中無休

⑵　営業時間　午前９時から午後５時までとする。

（介護予防支援の提供方法）

第６条　指定介護予防支援の提供方法及び内容は，次の各号に定めるとおりとする。

⑴　利用者の相談を受ける場所

センターの相談室及び利用者の居宅等

⑵　サービス担当者会議の開催場所

センターの会議室等

⑶　利用者の居宅への訪問

次の場合に，利用者の居宅を訪問し，面接を行うものとする。なお，利用者の居宅を訪問しない月については，可能な限り，指定介護予防サービス事業所を訪問して利用者と面接するとともに，面接ができない場合には，電話等により状態を把握するものとする。

ア　アセスメント実施時

イ　サービス提供月から起算して３箇月に１回以上

ウ　サービス評価期間終了月

エ　要支援者の状況に著しい変化があったとき

⑷　モニタリングの結果記録

１箇月に１回以上

（介護予防支援業務の一部の委託）

第７条　指定介護予防支援の業務のうち次の各号に定める業務について，必要に応じ，基準及び京都市の示す指針に定められた要件に該当する指定居宅介護支援事業者に委託するものとする。

⑴　指定介護予防支援に係るアセスメントの実施

⑵　介護予防サービス計画（以下「計画」という。）原案の作成

⑶　サービス担当者会議の開催

⑷　利用者に対する計画原案の説明

⑸　利用者及びサービス担当者に対する計画書の交付

⑹　モニタリングの実施

⑺　介護予防に係る効果の評価

⑻　保険給付に係る給付管理業務

⑼　利用者及びサービス担当者等との連絡調整

⑽　その他

２　前項の委託に当たっては，委託する指定居宅介護支援事業者に基準を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。

３　第１項の委託に当たっては，委託することについて，利用者又はその家族に十分説明し，文書による同意を得るとともに，利用者又はその家族に対して，委託契約を締結している指定居宅介護支援事業者の一覧を提示し，その意向を聴取するものとする。

（利用料その他の費用の額）

第８条　指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は，介護報酬の告示の額によるものとする。（当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときには利用者

負担は生じない。）

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は，京都市東山区のうち，今熊野学区，一橋学区，及び月輪学区とする。

（虐待の防止）

第９条の２　事業所は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

⑴　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図る。

⑵　虐待の防止のための指針を整備する。

⑶　従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は，サービス提供中に，当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は，速やかに，市町村に通報するものとする。

（事故発生時の対応）

第１０条　センターの職員は，利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には，速やかに区役所・支所，利用者の家族等に連絡を行うとともに，「社会福祉法人洛東園事故対応マニュアル」により，必要な措置を講じ，管理者に報告するものとする。

２　事故により，利用者又は第三者に賠償するべき損害を与えた場合には，速やかに賠償するものとする。

３　サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市その他市町村、利用者の家族及び利用者に係る居宅サービス等介護保険サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（相談・苦情への対応）

第１１条　利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置するとともに，「社会福祉法人洛東園苦情対応マニュアル」により，必要な措置を講じ，管理者に報告するものとする。

２　利用者又はその家族からの相談・苦情等について，京都市又は区役所・支所若しくは京都府国民健康保険団体連合会が行う調査に対して，協力するものとする。

（秘密保持）

第１２条　従業者は，個人情報保護法及び京都市個人情報保護条例並びに社会福祉法人洛東園個人情報管理規程を遵守し，業務上知り得た秘密を保持するものとする。

２　従業者であった者については，従業者でなくなった後においても，業務上知り得た秘密を保持させるための必要な措置を講ずるものとする。

（記録の整備）

第１３条　センターには、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、サービス計画、サービス担当者会議、介護予防支援の提供に関する記録整備を、完結の日から５年間保存しなければならない。

（その他運営についての留意事項）

第１４条　センターは，次の各号に定めるところにより，職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに，利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう，勤務体制を整備するものとする。

⑴　採用時研修　　採用後１箇月以内

⑵　現 任 研 修　　年６回

２　この規程に定める事項のほか，運営に関する重要事項は社会福祉法人洛東園センター管理者との協議により定めるものとする。

附則

１．この規程は，平成１８年　４月　１日から施行する。
１．この規程は，平成１９年　４月　１日一部改定した。
１．この規程は、平成２１年　４月　１日一部改定した。
１．この規程は、平成２１年　７月　１日一部改定した。
１．この規程は、平成２１年１１月　１日一部改定した。
１．この規程は、平成２２年１２月　１日一部改定した。
１．この規程は、平成２３年　４月　１日一部改定した。
１．この規程は、平成２５年　９月　１日一部改定した。
１．この規程は、平成２６年　４月　１日一部改定した。
１．この規程は、平成２６年１０月　１日一部改定した。
１．この規程は、令和　２年　５月　１日一部改定した。
１．この規程は、令和　５年１１月　１日一部改定した。

重要事項説明書（指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業）

１　当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　洛東園
代表者名	理事長　五十部　泰至
主たる事務所 所在地・連絡先	（所在地）京都市東山区本町 15 丁目 794 番地 (電話) ０７５‐５６１‐１１７１ (FAX) ０７５‐５３１‐８３７２

２　事業所の概要

事業所名	京都市洛東地域包括支援センター指定介護予防支援事業所
所在地・連絡先	（所在地）京都市東山区本町 15 丁目 794 番地 (電話) ０７５‐５６１‐１３５６ (FAX) ０７５‐５６１‐１３５９
事業所番号	２６００８０００１１
管理者の氏名	河原　祥代
サービス提供地域	京都市東山区一橋学区，今熊野学区、月輪学区

３　当センターの方針等

⑴　指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業（以下「指定介護予防支援等」という。）は，介護予防の効果を最大限に発揮し，利用者が生活機能の改善を実現できるよう配慮して行います。

⑵　指定介護予防支援等は，利用者の心身の特性を踏まえて，利用者が可能な限りその居宅において，自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。

⑶　指定介護予防支援等は，利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて，利用者の選択に基づき，適切な保健医療サービス及び福祉サービス，障害者支援サービスが多様な事業者から，総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

⑷　指定介護予防支援等の提供に当たっては，利用者の意思等を尊重し，特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

⑸　事業の実施に当たっては，京都市，関係区役所・支所，地域包括支援センター，在宅介護支援センター，指定居宅介護支援事業者，介護保険施設，指定特定相談支援事業者，住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めます。

⑹　指定介護予防支援等において虐待の発生や再発を防止するため、対策を検討し、職員に対する研修を定期的に実施します。

⑺　指定介護予防支援等において身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を原則禁止し、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

⑻　指定介護予防支援等の提供に当たっては，介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めます。

⑼　指定介護予防支援等において，感染症や非常災害の発生時においても支援を継続的に実施するため，また非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し，計画に従って必要な措置を行います。

⑽　指定介護予防支援等において感染症の発生及びまん延しないよう，対策を検討すると共に指針を整備し，職員に対して研修及び訓練を定期的に実施します。（感染防止対策のため，テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用を検討します。）

⑾　上記のほか「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 37 号）及び国が定める介護予防支援に係るマニュアル並びに京都市が定める指針等（以下「基準等」という。）を遵守します。

４ 事業所の職員体制等

職種	資格	員数等
管理者		常勤兼務職員１名，保健師等及び当地域包括支援センターの〔包括的支援事業〕管理者並びに介護予防ケアマネジメント業務を兼務
保健師等	保健師 地域保健等の経験のある看護師	常勤兼務職員１名，管理者、〔包括的支援事業〕管理者及び当地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント業務と兼務
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員	常勤兼務職員２名，当地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント業務と兼務
社会福祉士	社会福祉士	常勤兼務職員１名，当地域包括支援センターの総合相談・支援業務及び権利擁護相談業務と兼務
介護支援専門員	介護支援専門員	１名以上

５　営業日・営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	午前 9 時～午後 5 時

※　土曜日，日曜日，国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日は休業します。

６　利用料金

⑴　指定介護予防支援

ア　指定介護予防支援の利用料金は，下表のとおりです。(1 単位単価＝１０．７円)
ただし，法定代理受領のため，利用者負担は発生しません。

	単位及び料金 (1 月につき)	備考
介護予防支援費	442 単位 (4,729 円)	
初回加算	300 単位 (3,210 円)	新規に利用を開始する月に加算されます。
委託連携加算	300 単位 (3,210 円)	居宅介護支援事業所に委託を開始する際，加算される場合があります。

イ　介護保険料を滞納されると，法定代理受領できなくなる場合があります。この場合は，一旦⑴の額の料金をお支払いいただき，サービス提供証明書を発行します。この証明書を区役所・支所の健康長寿推進課又は京北出張所保健福祉第一担当の窓口に提出されますと，全額払い戻しを受けることができます。(利用者の介護保険料の滞納の額等によっては，全額が払い戻されない場合があります。)

ウ　前記２のサービス提供地域内では交通費は無料ですが，サービス提供地域外に訪問する場合の交通費は，サービス提供地域との境界から目的地までの移動に実際に要した額をお支払いいただきます。

⑵　第一号介護予防支援事業

利用料金は発生しません。

７　介護予防ケアプランに位置付ける介護予防サービス等

介護予防ケアプランに位置付ける介護予防サービス等について，利用者は，当センターに対して，複数の介護予防サービス事業者等を紹介することを求めることができます。

また，介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

８　医療機関との連携

⑴　病院又は診療所への入院時のお願い

利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には，利用者は，当該病院又は診療所に対して，当センターの担当職員の氏名及び連絡先をお伝えください。

⑵　主治の医師，歯科医師又は薬剤師との連携

利用者の服薬状況，口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち当センターが必要と認めるものを，当センターから，主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対して情報提供します。

利用者が，主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対する情報提供を希望されない場合は，当センターにお申し出ください。

９　指定介護予防支援等の委託

⑴　当センターは，必要に応じ，指定介護予防支援等のうち次の業務について，指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。

①　アセスメントの実施
②　介護予防ケアプランの原案の作成
③　サービス担当者会議の開催
④　利用者に対する介護予防ケアプラン原案の説明
⑤　利用者及びサービス担当者に対する介護予防ケアプランの交付
⑥　モニタリングの実施
⑦　介護予防に係る効果の評価
⑧　保険給付等に係る給付管理業務
⑨　利用者及びサービス担当者等との連絡調整
⑩　その他

⑵　当センターは，指定介護予防支援等の一部を委託する場合，委託することについて，利用者又はその家族に十分説明し，文書による同意を得るとともに，利用者又はその家族に対して，委託契約を締結している指定居宅介護支援事業者の一覧を提示し，その意向を聴取します。

１０　虐待の防止

当センターは，虐待の発生又はその再発を防止するため，次の各号に掲げる措置を講じるものとし、サービス提供中に，当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は，速やかに，市町村に通報するものとします。

①　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ります。
②　虐待の防止のための指針を整備します。
③　従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
④　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。

１１　緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は，速やかに利用者の主治医，救急隊，緊急時連絡先等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また，サービス提供中に事故が発生した場合には，必要な措置を講じるとともに上記に加え，京都市，関係機関及び当該利用者の家族等に連絡を行います。

１２　秘密の保持と個人情報の保護取扱い

⑴　利用者，その家族に関する秘密の保持について，当センターはサービスを提供するうえで知り得た，利用者及びその家族に関する秘密を，書面だけでなく電磁的記録も含めて，正当な理由なく第三者に漏らしません。

この秘密保持義務は，契約終了後も継続します。

⑵　個人情報の保護について当センターは，以下のア～エにおいて，利用者から予め文書で同意を得ない限り，利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても，以下のア～エにおいて，予め文書で同意を得ない限り用いません。

ア　サービス担当者会議
イ　介護予防サービス事業者等との連絡調整
ウ　指定居宅介護支援事業者への指定介護予防支援等の一部の委託

エ　利用者が要介護と認定された場合の指定居宅介護支援事業者との連絡調整

⑶　当センターは，利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物（電磁的記録含む）については，注意をもって管理し，また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

１３　相談窓口，苦情対応

⑴　サービスに関する相談や苦情については，次の窓口にお申し出ください。

当センター 苦情相談窓口	担当者　　河原　祥代 対応時間　　午前９時～午後５時 電話番号　　０７５－５６１－１３５６ ＦＡＸ番号　０７５－５６１－１３５９

※　当法人では苦情の申し立てを受け付けるために第三者委員会を設置しております。

第三者委員　奥本　喜裕　（社会福祉法人松光会理事）　090-8217-0553
近藤　真弓　（一橋学区社会福祉協議会会長）　075-541-7632
松田　美智子（龍谷大学短期大学部教授）　0743-63-9001

⑵　公的機関においても，次の機関において苦情申出等ができます。

京都市東山区役所 保健福祉センター 健康福祉部 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地　　京都市東山区清水５丁目 130 番地の 6 電話番号　０７５－５６１－９１８７（直通） ＦＡＸ番号　０７５－５４１－８３３８
京都府国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地　　京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町 620　COCON 烏丸内 電話番号　075-354-9090 ＦＡＸ番号　075-354-9055